

コンビニ交付サービスに関するご案内

小金井市では、マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して全国のコンビニエンス・ストアで住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票及び課税（非課税）証明書を取得できるコンビニ交付サービスを行っています。

☆コンビニ交付サービスのメリット☆

- ・証明書手数料
住民票、印鑑登録証明書、戸籍の附票、課税（非課税）証明書は1通200円（窓口では300円）
戸籍謄本・抄本は1通450円（窓口と同様の金額となります。）
- ・自宅や職場の近くで取得可能
全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、
コミュニティストア、セイコーマートのマルチコピー機設置店舗で利用可能
- ・早朝から深夜まで利用可能
6:30~23:00（メンテナンス等を除く。）

☆ご利用にはマイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されたもの）が必要です。
(現在、住民基本台帳カードでコンビニ交付を利用している方は、マイナンバーカードの交付時に
住民基本台帳カードを回収します。以後、マイナンバーカードでコンビニ交付をご利用ください。)

住民票

住民票のコンビニ交付の利用には、特別な申請は必要ありません。
マイナンバーカードの交付手続後、半日程度で利用できるようになります。

印鑑登録証明書

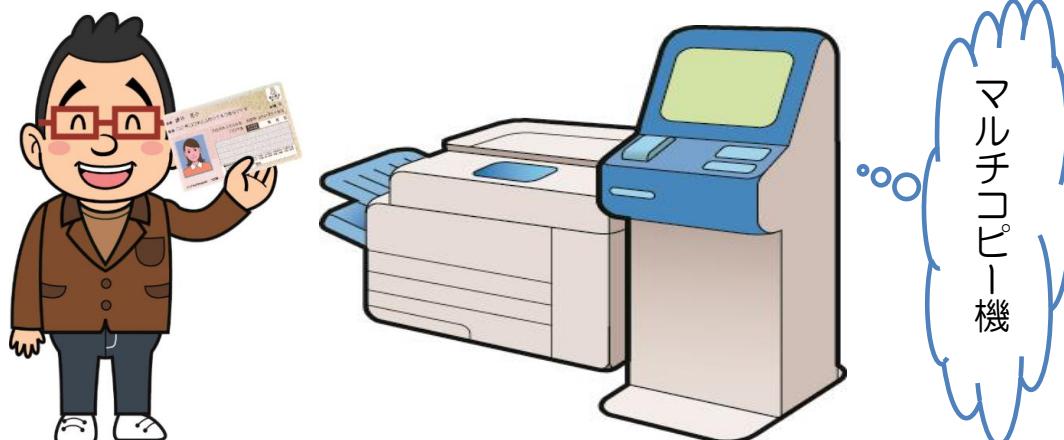
☆印鑑登録証明書のコンビニ交付をご希望の場合は、利用前にお手続きが必要です。

すでに印鑑登録をしている方がコンビニ交付サービスをご希望の場合、お持ちの印鑑登録証（黄色いカード）は回収し、マイナンバーカードに印鑑登録機能を移行します。
印鑑登録証明書をコンビニで取得できなくてもいい場合は、手続きは特に必要ありません。

☆住民基本台帳カード（住基カード）で印鑑登録をしている方へ

マイナンバーカードの交付時に住基カードを回収し、印鑑登録をマイナンバーカードに移行する手続きを行います。なお、マイナンバーカードでの利用を希望しない場合は、お申出ください（印鑑登録証（黄色いカード）に変更するお手続きも可能です）。

※代理人が行う場合、印鑑登録は、個人の権利が関わる重要なものであり、ご本人の来庁による手続きを原則としています。代理人が本人に代わり上記の手続きをする場合は、必ず代理人選任届が必要になり、即日で手続きが完了しません。



マイナンバーカードと印鑑登録証（黄色いカード）の利用方法の違い

	マイナンバーカード	印鑑登録証（黄色いカード）
印鑑登録有効期限	無期限 (5年毎に利用者証明用電子証明書の更新が必要)	無期限
証明書手数料（1通当たり）	200円（コンビニ交付） 300円（市役所）	300円
証明書交付を受けられる方	本人	本人または代理人
証明書交付場所	全国のコンビニ（マルチコピー機設置店舗）、小金井市役所市民課窓口（執務時間内）	小金井市役所（執務時間内）
紛失・盗難の際の手続	コールセンター 0120-95-0178（24時間365日対応）に電話連絡により即時でカードの機能停止可能	小金井市役所市民課窓口（執務時間内）で廃止手続き

※ご本人が設定した暗証番号で管理をするセキュリティ性の高いマイナンバーカードによる利用をおすすめします。

戸籍謄本・抄本、戸籍の附票

☆戸籍謄本・抄本、戸籍の附票のコンビニ交付利用対象者は、小金井市に本籍がある方のみになります。

☆住民登録地が小金井市以外の方は事前の利用登録申請が必要となります。

利用登録申請は、コンビニ店舗に設置してあるキオスク端末もしくは、自宅のパソコン（カードリーダライタが必要になります。）から申請ができます。

詳細な申請方法については、こちらをご参考にしてください。

<https://www.lg-waps.go.jp/01-06.html>

※小金井市に住民登録及び本籍がある方は、特別な申請は必要ありません。

課税（非課税）証明書

☆課税（非課税）証明書のコンビニ交付利用対象者は、賦課期日時点（当該年度の1月1日）及び現在も小金井市に住民登録があり、マイナンバーカードをお持ちの方になります。

取得できるのは、本人の現年度分に限ります。

賦課期日時点（当該年度の1月1日）に小金井市に住民登録があっても、その後、住民登録地を小金井市以外に移された方は取得できません。



※詳しい内容については、下記へお問い合わせください。

問合せ先
小金井市市民部市民課市民係
TEL 042-387-9830

課税・非課税証明書について
小金井市市民部市民税課諸税係
TEL 042-387-9820